

岐阜市直接投入型ディスポーザー取扱要綱

平成24年10月1日決裁

改正 平成27年3月31日決裁

改正 平成28年2月23日決裁

改正 平成31年3月26日決裁

改正 令和 3年3月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、直接投入型ディスポーザーの設置及び維持管理に関し必要な事項を定めものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接投入型ディスポーザー 粉砕処理した生ごみを汚水を排除すべき排水設備によって直接公共下水道に放流するものをいう。
- (2) 申請者 岐阜市下水道条例(昭和36年岐阜市条例第35号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により直接投入型ディスポーザーの新設、増設、改造、変更又は撤去(第4条において「新設等」という。)の申請を行う者をいう。
- (3) 使用者 直接投入型ディスポーザーを使用する者をいう。
- (4) 製品認証 下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月公益社団法人日本下水道協会(以下この号において「協会」という。)策定)の規定及び排水設備等認証品質規程(平成25年9月協会制定)の規定による製品の認証をいう。
- (5) ディスポーザ排水処理システム 直接投入型ディスポーザーに併せて排水処理装置を設置したものをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語は、条例及び岐阜市下水道条例施行規程(昭和36年岐阜市水道部管理規程第3号。以下「規程」という。)において使用する用語の例による。

(設置の基準)

第3条 直接投入型ディスポーザーは、製品認証を受けたディスポーザ排水処理システムのディスポーザ部であつて、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めたものに限り設置することができる。

(申込み)

第4条 条例第12条第1項の規定による直接投入型ディスポーザーの新設等に係る申込みは、次の各号に掲げる申込みの区分に応じ、当該各号に定める書類を管理者に提出するものとする。ただし、第2号の使用者の変更以外の変更又は撤去に係る申込みであつて、管理者が認めたものは、この限りでない。

- (1) 新設等に係る申込み(次号に規定する申込みを除く。) 規程第9条第1項に規定する申込書及び別表に規定する書類
- (2) 使用者の変更に係る申込み 規程第3条第3号に規定する変更届
(維持管理に関する義務)

第5条 申請者又は使用者(以下「申請者等」という。)は、直接投入型ディスポーザーの維持管理に関して、次に掲げる義務を負う。

- (1) 前条に規定する書類に基づき、直接投入型ディスポーザーを適切に維持管理すること。
- (2) 直接投入型ディスポーザーの使用により公共下水道に影響を及ぼす事故又は排水設備等

に支障が生じたときは、自ら必要な措置を講じるとともに、直ちに管理者に報告し、その指示に従うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、直接投入型ディスポーザーの維持管理に関する管理者の調査に応じ、指導に従うこと。

2 申請者が直接投入型ディスポーザーを第三者に譲渡し、貸し付け、又は使用させたときは、当該第三者は申請者が負う義務と同様の義務を負うものとする。

(資料の保管及び提出)

第6条 申請者等は、直接投入型ディスポーザーの維持管理に関する資料を保管しなければならない。

2 申請者等は、管理者が直接投入型ディスポーザーを適正に維持管理されていることを確認するため前項の資料の提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(立入検査への協力)

第7条 申請者等は、管理者が下水道法（昭和33年法律第79号）第13条第1項の規定による立入検査を行うときは、協力するものとする。

(義務の承継)

第8条 直接投入型ディスポーザーを有する建築物の譲渡又は貸付けを受けた者は、この要綱に定める申請者等の義務を承継する。この場合において、譲渡又は貸付けを行う者は、当該譲渡又は貸付けを受ける者に対して当該義務の承継に係る説明に努めるものとする。

(製造者又は販売者に対する協力の依頼)

第9条 管理者は、直接投入型ディスポーザーの製造者又は販売者に対し、申請者等に対して行う指導に協力するよう求めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条において、既に直接投入型ディスポーザーを設置し条例第13条第2項の規定による検査を受けたもの及び平成30年3月31日までに直接投入型ディスポーザーに係る条例第12条第1項の規定による承認がなされる場合においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づき配管設備として建設大臣が認定したもの又は下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月社団法人日本下水道協会作成。）に基づき評価機関による適合評価を受けたもののうちディスポーザ排水処理システムのディスポーザー本体部分で、管理者が認めたものはこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

	新設	変更	撤去	使用者 変更
直接投入型ディスポーザー新設・変更届出書 (様式第1号)	○	○		
直接投入型ディスポーザー撤去届出書 (様式第2号)			○	
誓約書 (様式第3号)	○	○		
位置図	○	○		
排水設備工事設計書の写し	○	○		
製品認証を受けたことを示す書類の写し	○	○		
排水設備使用者変更届 (規程第3条第3号)				○
その他管理者が必要と認めるもの				

備考 変更には、直接投入型ディスポーザーの増設及び改造を含む。

様式第1号（第4条関係）

直接投入型ディスポーザー新設・変更届出書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記の建築物に設置する直接投入型ディスポーザーの新設・変更について、下記のとおり届け出ます。

記

設置場所の所在地	岐阜市	
使 用 者		
建 築 物 用 途	<input type="checkbox"/> (1) 一般住宅 <input type="checkbox"/> (2) 集合住宅（ビル名 号室）	
直接投入型 ディスポーザー	名 称	
	認 証 番 号	
	メーカ一 名	
	販 売 店 名	
	設 置 数	台
添 付 書 類	位置図、排水設備工事設計書（写）、認証書（写）及び誓約書	
指 定 工 事 店	住 所 氏名(名称) 電 話	

※1 「新設・変更」については、該当するものを○で囲むこと。

※2 変更については、変更した箇所を朱書きにて記載すること。

様式第2号（第4条関係）

直接投入型ディスポーザー撤去届出書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
電 話

下記の建築物に設置しました直接投入型ディスポーザーを撤去しますので届け出ます。

記

設置場所の所在地	岐阜市
使 用 者	
建 築 物 用 途	<input type="checkbox"/> (1) 一般住宅 <input type="checkbox"/> (2) 集合住宅（ビル名 号室）
指 定 工 事 店	住 所 氏名(名称) 電 話

誓 約 書

年 月 日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

私は、下記に掲げる事項を遵守し、直接投入型ディスポーザーを適切に使用し、維持管理することを誓約します。

記

- 1 岐阜市直接投入型ディスポーザー取扱要綱（平成24年10月1日決裁）の規定を遵守します。
- 2 直接投入型ディスポーザーについて、その機器の仕様を遵守し、適切に維持管理します。
- 3 直接投入型ディスポーザーの設置後、排水設備等に支障が生じた場合は、自己の責務として対応するとともに、直ちに岐阜市水道事業及び下水道事業管理者に報告し、その指示に従います。
- 4 直接投入型ディスポーザーの維持管理に係る費用が発生した場合は、これを負担します。
- 5 直接投入型ディスポーザーの使用及び維持管理に関し岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が行う指導に従います。
- 6 申請物件を第三者に譲渡又は貸付けを行うときは、当該第三者に直接投入型ディスポーザーに係る義務の承継について説明するよう努めます。

設置場所の所在地		(ビル名 号室)
直接投入型 ディスポーザー	名 称	
	認 証 番 号	
	メーカ ー 名	
	販 売 店 名	
	設 置 数	台
指 定 工 事 店	住 所 氏名(名称) 電 話	

- 1 集合住宅の場合は、ビル名等を記入すること。
- 2 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。